

令和5年第12回 定例総会議事録

1 日時 令和5年12月20日(水) 15時00分～17時00分

2 開催場所 さんさん館4階 第4～6会議室

3 出席者

(1) 委員 (17名)

1番：峯岸 幸輔 委員、2番：石井 昭広 委員、3番：田中 雅之 委員、  
4番：高橋 寛幸 委員、5番：小林 孝司 委員、6番：海老澤成行 委員、  
7番：伊藤 薫 委員、8番：小林 孝治 委員、9番：田中 邦明 委員、  
10番：石井 辰男 委員、11番：白鳥 邦彦 委員、12番：高麗 千織 委員、  
13番：山本 達也 委員、14番：原嶋 茂夫 委員、16番：穴戸 啓次 委員、  
18番：島田 功 委員、19番：高橋 克弘 委員

※欠席 15番：藤沼 良典 委員、17番：小林 俊之 委員、20番：江田 早苗 委員

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局：笹原香菜子、林 岳夫

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和5年第12回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は農業委員20名中、17名の委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和5年第11回の定例総会会議録につきまして、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。12番：高麗委員と、13番：山本委員のご両名をお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第34号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題とします。議案第34号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明(1件)～

議長 議案第34号の現況確認について、担当の18番：島田委員ご説明願います。

18 番：島田委員 12 月 13 日に、申請者立会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在、現地には、柿や栗などが栽培されています。申請地の左側は 3 か所に分かれており、主に柿木が 30～40 本ほど、そして申請地の右側は栗の木が 10 本程度植えてありました。存命中は、家族と協力してしっかりと肥培管理・営農されていましたので、主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第 35 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第 35 号の説明を事務局よりお願いいたします。

～事務局説明（7 件）～

議長 議案第 35 号の 1 の現況確認について、担当の 5 番：小林委員ご説明願います。

5 番：小林委員 12 月 9 日に申請者立会いのもと、現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりです。畑の北側およそ 5 分の 1 には柿が植えられ、南側 5 分の 1 にはきんかん等の柑橘系の木が植えられていました。その間はきれいに整備され、次の植え付けの準備をしていました。畑は適切に管理されており、申請者より終生農業を行うことの確認もとれています。証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第 35 号の 2 の現況確認について、担当の 2 番：石井委員ご説明願います。

4 番：石井委員 案内図の左側の畑は竹林となっておりますが、もう少し細かく間引きした方がいいのではないかと指摘させていただきました。右側の方は、植木畑となっておりますが、もっときれいにするようお願いしました。申請者からは、年明けには早々にきれいにするというお約束はいただいております。今後もし適切に管理できないようであれば、三鷹市に市民農園として貸したり、もしくは賃貸借等も考えているというお話もいただきました。申請者からは、一生涯、農地を続けてやっていきますとお言葉をいただいておりますので、ぜひとも今回は承認をしていただきたいと思います。私も今後とも継続的に指導していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。それでは、本件について、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 35 号の 3 の現況確認について、担当の 7 番：伊藤委員ご説明願います。

7 番：伊藤委員 12 月 8 日に申請者の立会いのもと、現地確認を行ないました。場所は案内図のと

おりで、家の南側に面した畑です。マサキ、ドウダン、モクセイ等、販売する植木また苗木を植えてあり、主に緑化センターや植木市場で販売しているそうです。農地は適正に管理されており、ほとんど草もなく、大変きれいに管理されておりました。申請者より、今後も終生当該農地の肥培管理を行う確認も取れていますので、証明しても問題はありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第 35 号の 4 の現況確認について、これも担当の 7 番：伊藤委員ご説明願います。

4 番：伊藤委員 12 月 8 日に、申請者の立会いのもと、現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりで自宅の東側に面している畑です。この畑は、竹林となっておりまして、タケノコシーズンには、庭先販売またリピーターから毎年電話注文も受けているようです。農地は適正に管理されており、非常にきれいになっておりました。今後、終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れていますので、承認しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第 35 号の 5 の現況確認について、担当の 8 番：小林委員ご説明願います。

8 番：小林委員 12 月 12 日に申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。玉川上水の北側に位置している農地で、夏野菜はトマト、ナス、キュウリ、ミニトマト、ピーマン、秋野菜は、大根、ブロッコリー、チンゲンサイ、カブ、コマツナ、カリフラワー、サトイモが植えられていまして、上水の近くは、キウイフルーツ、はっさく、レモン、ブルーベリー、みかん、きんかん、果樹が植えられています。ニワトリは 50 羽飼育されていて、卵も販売機で売っています。現地の耕作は、申請者一人で行っております。この農地は適正に肥培管理がされていて、申請者も今後において終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。続いて、議案第 35 号の 6 の現況確認について、担当の 3 番：田中委員ご説明願います。

3 番：田中委員 12 月 15 日に申請者が体調不良のため、申請者のご家族立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりで、杏林大学病院の南側の細い農地で、季節毎に野菜の栽培を行っており、現在は、畑の 5 分の 3 で、ブロッコリー、サニーレタス、ハウレンソウ、玉ねぎが栽培されております。サニーレタス、ハウレンソウは、しっかりと寒冷紗がかけられ、寒さ対策が取られていました。残りの 5 分の 2 は、春採りのブロッコリーの作付

けのために現在整地されている状態です。この農地は申請者とご家族で耕作されており、畑には雑草もなく、とてもきれいに整備されており、肥培管理がしっかりなされていました。生産されたものは、主に庭先販売、またスーパーに出荷されており、生産量が多いときは、市場にも出荷しているということでした。今後において終生この農地の肥培管理を行うことの確認がとれており、引き続き農業経営を行っている証明は問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第35号の7の現況確認について、これも担当の3番：田中委員ご説明願います。

3番：田中委員 12月15日に申請者とともに現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりで申請者の自宅の隣となります。畑にはハウスが3棟建っており、畑は現在整地された状態ですが、主に空芯菜、モロヘイヤ、オクラなどが栽培されているということです。ハウスは、先ほどの議案35号の6の畑で植えられる苗で、春採りブロッコリー、キャベツ、玉ねぎ、夏はトマト、キュウリ、ナスなどの育苗用、そしてハヤトウリ、フキノトウなどの栽培用として使用されています。申請者とご家族で耕作をしており、畑は整理され、肥培管理がされていました。生産されたものは、先ほどと同じく庭先販売、スーパーや市場出荷となります。申請者は今後において終生この農地の肥培管理を行うことの確認がとれており、引き続き農業経営を行っている証明は、問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に日程2の協議に入ります。協議1「生産緑地のあっせんについて」を議題とします。協議1について事務局説明願います。

事務局 協議1「生産緑地のあっせんについて」説明。

三鷹市から農業委員会あて、生産緑地のあっせん依頼があった。

5三都第739号 生産緑地地区指定番号 第7号

5三都第757号 生産緑地地区指定番号 第175、177号

農業委員から各担当地区の農業者に情報提供をしていただき、詳細な情報が必要な方がいる場合は農業委員会事務局へ。

農業委員会事務局への照会期限 令和6年1月17日（水）まで

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご意見がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に日程3の専決報告に入ります。専決報告1「農地の相続による権利取得の届出について」事務局より説明願います。

～事務局説明（1件）～

議長 報告1の現況確認について、担当の7番：伊藤委員よりご報告願います。

7番：伊藤委員 12月12日に現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりです。現地には販売用のコニファー、ヒメシャラ、マサキ、ツバキ等、結構な種類の植木用の販売用苗が植えてありました。また目立たない程度で少し草がありましたが問題はなく、よく肥培管理されていました。

議長 報告1の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（2件）～

議長 報告2の1の現況確認について、担当の4番：高橋委員よりご報告願います。

4番：高橋委員 11月30日に事務局と現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現状は畑で、栗23本、キウイフルーツ8本が植えてあります。手入れはしていないように見受けられました。転用後は駐車場にする予定とのこと。着工は12月中、完了は来年2月中旬とのこと。

議長 続いて報告2の2の現況確認について、担当の5番：小林委員よりご報告願います。

5番：小林委員 12月12日に現地確認に行つてまいりました。場所は案内図のとおりです。現状は、賃貸住宅建築のため、業者により更地になっていました。

議長 専決報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（8件）～

議長 報告3の1、3の2、そして3の3の現況確認について、担当の8番：小林委員より続けてご報告願います。

8番：小林委員 報告3の1について、11月14日に現地確認を行いました。現地は更地となつていまして、表面は舗装され月極駐車場となつておりました。続けて報告3の2は、11月2日に現地確認に行つてまいりました。場所は市立第五小学校東側です。現地は更地となつておりました。生産緑地地区指定番号64との境はブロックで区切られております。道路までの1間幅の通路は砂利でおおわれております。続けて報告3の3ですが、11月29日に現地確認に行つてまいりました。現況は竹林となつておりました。

議長 報告3の4の現況確認について、担当の5番：小林委員より報告願います。

5番：小林委員 11月21日に事務局と現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりです。現地は住宅街を通るアスファルト敷きの道路でした。

議長 報告3の5の現況確認について、担当の19番：高橋委員より報告願います。

19番：高橋委員 11月21日に現地確認を行いました。人見街道と西友三鷹牟礼支店の北側で、案内図のとおりでございます。工事中の都市計画道路三鷹3・4・13号に面している残地のような形で三角地でございます。前面アスファルト舗装で駐車場9台の区域があつて1台だけ停まっておりました。

議長 報告3の6の現況確認について、私が担当ですので報告いたします。案内図のとおり、連雀

通りと山中通りのほぼ中間あたりに位置する畑で、広大な畑の南側の一角になります。植木が少し残っていましたが、建築確認の札が立っていました。

議長 報告3の7の現況確認について、担当の16番：宍戸委員より報告願います。

16番：宍戸委員 12月13日に現地確認を行いました。現在は柿の木が植わっていたり、野菜を生産した跡がありました。

議長 報告3の8の現況確認について、担当の18番：島田委員より報告願います。

18番：島田委員 12月13日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおり、かえで通りに面しています。もともとギンナン畑と野菜畑でありましたが、現状は何も耕作されていない更地の状態でした。

議長 専決報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。合計面積にすると1町(約9,900㎡)近い転用で、私が経験した中で一番多いと思いますが、ご質問等なければ、報告のとおりとします。

次に、専決報告4「登記官照会について」を事務局より説明願います。

事務局 専決報告4「登記官照会について」説明

照会件数1件 1筆 いずれも農地ではありませんでした。

議長 報告4の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次は日程4の部会報告に入ります。

各部会長より報告

- 農政部会：総会后、部会開催「鷹場の台地」編集会議
- 農地部会：なし
- 経営部会：認定農業者事前審査会、12月5日(火)  
農業経営改善計画認定審査会1月15日(月)(調整中)  
認定農業者認定式、認定農業者・農業委員会合同講習会2月9日(金)  
準認定農業経営改善計画審査会1月23日(火)総会后
- 四季コン：なし

議長 各部会からの報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に、日程5の事務報告に入ります。まず事務報告1及び事務報告2について、続けて事務局から説明願います。

事務局 事務報告1「第63回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について」説明

事務報告2「第43回農業後継者顕彰事業における受賞者の決定について」説明

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に事務報告3について、事務局から説明願います。

事務局 事務報告3「国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について」説明

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。例年のことですが、後ほどこの資料の5ページ以降を読み込んでいただいて、何かご意見をいただければと思います。次に、事務報告4「農地に関するお願い・相談などについて」は、案件がないので次に移ります。次に日程6の事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程により6事業結果を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。

次に日程7の事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程により7事業予定を説明

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。なければ報告のとおりです。

その他になにかございませんか。最後に日程8のその他について、事務局より願います。

事務局 日程により8その他を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。

質問 先ほどの、生産緑地のあっせんについての流れを教えてくださいなのですが。

～事務局より説明～

議長 それでは、第12回の定例総会を終了いたします。